

開示の実施について（事務連絡）

最高裁判所事務総局秘書課

あなたから開示の実施の申出がありました、下記の司法行政文書について、別添のとおり写しを交付します。

記

次の文書番号の開示通知書記1記載の文書

最高裁秘書第3124号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

第1869号
令和7年9月1日発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

裁判所時報

(目次)

◎裁判例	1
(刑事)	
●性的姿態等撮影未遂被疑事件において接見等禁止の裁判に対する準抗告を棄却した原決定に 刑訴法81条、426条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例 (令和7年(レ)第672号・令和7年8月14日 第三小法廷決定 その他)	
◎記事	2
●沖野眞巳氏最高裁判所判事に就任 ●広報テーマ(10月分) ●叙位・叙勲(6月分、死亡者のみ) ●人事異動(8月2日～8月19日)	
◎最高裁判所規則	4
●民事執行規則等の一部を改正する規則について ●民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続 に関する規則等の一部を改正する規則について	



裁判例

刑事

◎ 性的姿態等撮影未遂被疑事件において接見等禁止の裁判に対する準抗告を棄却した原決定に刑訴法81条、426条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

件名 接見等禁止の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

最高裁判所令和7年(し)第672号

令和7年8月14日 第三小法廷決定 その他

申立人 甲

原審 松山地方裁判所

主文

原決定を取り消す。

本件を松山地方裁判所に差し戻す。

理由

本件抗告の趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

所論に鑑み、職権で判断する。

本件被疑事実の要旨は、「被疑者は、正当な理由がないのに、令和7年5月9日午後7時28分頃から同日午後7時33分頃までの間、ひそかに、愛媛県西予市内のアパートに居住する女性に対し、同アパートの浴室窓から携帯電話機を浴室内に向けて差し入れ、同人の性的な部位等を撮影しようとしたが、同人に気付かれたためその目的を遂げなかった」というものである。

被疑者は、令和7年8月1日に勾留され、原々審は、同日、検察官の請求により、被疑者と弁護人又は弁護人となろうとする者等以外の者との接見等を禁止する旨の裁判をした。これに対し、弁護人が本件準抗告を申し立てた。

原決定は、本件被疑事実の性質、内容、被疑者の供述状況及び供述内容からすれば、被疑者が、罪体や重要な情状事実について、関係者と通謀するなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、これを防止するためには、刑訴法39条1項に規定する者以外の者との接見等を禁止する必要があると認められるから、被疑者の母を含めて接見等を禁止した原々裁判の判断は正当であるとして、本件準抗告を棄却した。

しかしながら、本件は、事案の性質、内容をみる限り、被疑者が被疑事実を否認しているとしても、勾留に加えて接見等を禁止すべき程度の罪証隠滅のおそれがあるとはうかがわれない事案であるから、原審は、原々裁判が不合理でないかどうかを審査するに当たり、被疑者が接見等により実効的な罪証隠滅に及ぶ現実的なおそれがあることを基礎付ける具体的な事情が一件記録上認められるかどうかを調査し、原々裁判を是認する場合には、そのような事情があることを指摘する必要があったというべきである。

そうすると、そのような事情があることを何ら指摘することなく原々裁判を是認した原決定には、刑訴法81条、426条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反すると認められる。

よって、刑訴法411条1号を準用して原決定を取り消した上、同法434条、426条2項により、本件を松山地方裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 平木正洋 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博)

記事

◎沖野眞巳氏最高裁判所判事に就任

内閣は、7月24日沖野眞巳氏を最高裁判所判事に任命し、同日皇居において、認証官任命式が行われた。

（略歴）昭和61年10月司法試験合格、平成11年4月学習院大学法学部教授、平成19年4月一橋大学大学院法学研究科教授、平成22年10月東京大学大学院法学政治学研究科教授（令和7年4月研究科長、法学部長）、令和3年法務省法制審議会家族法制部会委員、同担保法制部会委員、令和4年4月最高裁判所司法修習委員会委員、令和5年4月最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員、令和6年4月法務省法制審議会民法（遺言関係、成年後見等関係）部会委員、同年6月最高裁判所下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員

◎広報テーマ（10月分）

国際知財司法シンポジウム2025

Judicial Symposium on Intellectual Property/TOKYO2025(JSTP2025)
知財紛争解決の潮流～知財高裁20周年の節目に～

【開催日】2025年（令和7年）10月23日（木）、10月24日（金）

【プログラム】
10月23日（木）13:30～18:10

主催者合同企画

①講演（知財高裁・知財行政の20年の歩み）
②パネルディスカッション（知財分野の国際的動向、知財分野の専門裁判所が果たす役割）
法務省パート
パネルディスカッション（知的財産権侵害への対策に関する各國の経験の共有）

10月24日（金）13:30～18:05

特許庁パート

パネルディスカッション（各國・地域の審判関連の知財行政）

裁判所パート

パネルディスカッション（激動する時代とこれからの知財司法）

【登壇予定者】

日本、欧州、米国、韓国、中国及びASEAN諸国裁判官、弁護士、審判官、弁理士等の実務家
【言語】日本語、英語（同時通訳）

シンポジウム概要

2017年（平成29年）にスタートし、知財紛争に関する司法判断や近時の知財トピックについて、各國の法務関係者や審判官等が模擬裁判やディスカッションを行ってきました。我が国の知財制度はもとより、世界各国の制度や運用に関する最新情報を提供するイベントとして、毎回大変多くの方に御参加いただいております。

知財高裁設立20周年を迎える、9回目の開催となる今回のプログラムでは、欧米及びアジア諸国とのゲストとともに、知財紛争解決に関するテーマについてディスカッション等を行います。

会場

弁護士会館 2階講堂クレオ
東京都千代田区麹町1-13
(東京メトロ「霞ヶ関駅」B1-b出口直結)

主催

最高裁判所、知的財産高等裁判所、
法務省、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット
（開設日：2025年7月9日現在）

後援

経済同友会、国際協力機構、国際民商事法センター、世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所、日本経済団体連合会、日本国際知的財産保護協会、日本工商会議所、日本知的財産協会、日本貿易振興機構（令和7年7月9日現在）

※プログラムの詳細や資料・事前登録方法につきましては、専用ウェブサイト（<http://jstp2025.jp/p005/>）をご覧ください。
※会場で観覧いただく場合は、写真や動画（中継、アーカイブ）に撮り込む可能性があります。あらかじめ御了承ください。
※YouTubeの「最高裁判所チャンネル」には、過去のWIPO動画をアップしているので、是非御覧ください。

参加費及び視聴費無料
(事前登録)

会場での講演
インターネット同時配信

QRコード

「法の日」週間

10/1

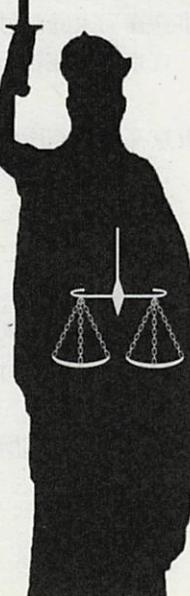
10/7

「法の日」週間行事で、
法を身近に感じてみませんか？

10月1日は
「法の日」です。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割
や重要性について考えていただくきっかけ
になるようにと、昭和35年に政府によって、
「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、
社会秩序の確立の精神を高めるための日」
として定められました。

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、
10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、
毎年、各種の行事を実施しています。
ぜひご参加いただき、法や裁判所を身近に
感じてください。



◎叙位・叙勲（6月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和7年6月、死亡者のみ）」
のとおり

◎人事異動

横浜地方裁判所判事

奥 俊彦

広島高等裁判所判事

広島地方・家庭裁判所福山支部判事

大久保俊策

(以上8月2日)

東京高等裁判所判事

事務総局デジタル審議官付参事官兼民

事局参事官兼行政局参事官兼家庭局参

事官

内田哲也

事務総局デジタル審議官付参事官兼民事

局参事官兼行政局参事官兼家庭局参事官

事務総局デジタル審議官付兼民事局付

兼行政局付兼家庭局付

水木 淳

事務総局デジタル審議官付兼民事局付兼

行政局付兼家庭局付

事務総局民事局付兼デジタル審議官付

山田一哉

事務総局民事局付兼デジタル審議官付

東京地方裁判所判事

森 文弥

東京地方裁判所判事

事務総局総務局付兼人事局付 綿引朋子

事務総局総務局付兼人事局付

東京地方裁判所判事 遠藤安希歩

東京地方裁判所判事

事務総局家庭局付兼デジタル審議官付 潑澤孝太郎

事務総局家庭局付兼デジタル審議官付

東京地方裁判所判事 大久保陽久

(以上8月4日)

東京高等裁判所判事

司法研修所教官 樋口真貴子

同 小西慶一

同 結城真一郎

同 佐藤 健

東京地方裁判所判事

司法研修所所付 高橋 有

司法研修所教官

東京地方裁判所判事 森川さつき

同 郡司英明

同 木口麻衣

同 志田健太郎

(以上8月5日)

依願退官

仙台高等裁判所判事 鈴木桂子

(8月8日)

定年退官

長野地方・家庭裁判所松本支部長 内山梨枝子

(8月11日)

長野地方・家庭裁判所松本支部長

東京高等裁判所判事 吉田光寿

(8月12日)

定年退官

松戸簡易裁判所判事 堀井 律

名古屋地方裁判所判事補 伊東大地

(以上8月15日)

松戸簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事 羽生康博

(8月16日)

名古屋地方・家庭裁判所岡崎支部判事補

宇都宮地方・家庭裁判所判事補 大森隆司

定年退官

福岡高等裁判所判事 松藤和博

(以上8月18日)

福岡高等裁判所判事

長崎地方・家庭裁判所長 岡部 豪

長崎地方・家庭裁判所長

大阪高等裁判所判事 金地香枝

(以上8月19日)

最高裁判所規則

《民事執行規則等の一部を改正する規則について》

民事執行規則等の一部を改正する規則（令和七年最高裁判所規則第十号）が、令和七年八月二十九日に公布されました。

この規則は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、公証人が執行文を付与する手続、公正証書の送達等に關し、必要な事項を定めるものです。

なお、この規則は、令和七年十月一日から施行されます。

（規則の条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎民事執行規則等の一部を改正する規則

（令和七年八月二九日公布 最高裁判所規則第一〇号）

規則Ⅱ別添1のとおり

《民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則について》

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則（令和七年最高裁判所規則第十一号）が、令和七年八月二十九日に公布されました。

この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、同法による改正後の民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続、人事官の弾劾の裁判の手続、民事事件等に関する手続において用いる識別符号等に關し、必要な事項を定めるものです。

なお、この規則は、附則第一条により、第三条の規定及び第四条中民事事件等に關する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則附則を改正する規定は公布の日から、それ以外の規定は民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十四日までの政令で定める日）から施行されます。（規則の条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則
(令和七年八月二九日公布 最高裁判所規則第一一一号)

規則Ⅱ別添2のとおり

（令和七年八月二九日公布 最高裁判所規則第一一一号）

(別紙)

叙 位 ・ 叙 紲 (令和7年6月、死亡者のみ)

元日本弁護士連合会常務理事	久木野 利 光	6. 2	従五位
元岡山地方裁判所刑事訟廷管理官	石 原 進	6. 5	従五位 瑞双
元日本弁護士連合会理事	向 井 一 正	6. 16	従五位
元宮崎地方裁判所民事首席書記官	齋 藤 國 義	6. 20	従五位 瑞双
元大阪高等裁判所長官	青 木 敏 行	6. 21	正三位
元日本弁護士連合会常務理事	堀 口 康 純	6. 22	従五位
元宮崎地方裁判所刑事首席書記官	濱 田 進	6. 28	従五位 瑞双

◎最高裁判所規則第十号

民事執行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十九日

民事執行規則等の一部を改正する規則

(民事執行規則の一部改正)

第一条 民事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改正後	改正前
	(執行文の記載事項等)		
第十七条	〔略〕		
	〔2～4 略〕		
	〔新設〕		
	〔2～4 同上〕		
	(債務名義の原本への記入)		
第十八条	〔新設〕		
	〔1～3 略〕		

規方式その他の人の知覚によつては認識する」とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に併せて記載される部分をいう。)付与の年月日の記載及び公印人法(明治四十一年法律第五十三号)第四十条第四項第一号に定める指図。

二)付記部分(法第二十六条第二項第一号に定める方法により付与される執行文のうち、公印人法第四十四条第一項第二号の旨の末尾に付記される部分をいう。)付与の年月日の記載及び記名押印。

前項の場合における第一項から第三項までの

〔新設〕

三

規方式その他の人の知覚によつては認識する」とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に併せて記載される部分をいう。)付与の年月日の記載及び公印人法(明治四十一年法律第五十三号)第四十条第四項第一号に定める指図。

二)付記部分(法第二十六条第二項第一号に定める方法により付与される執行文のうち、公印人法第四十四条第一項第二号の旨の末尾に付記される部分をいう。)付与の年月日の記載及び記名押印。

前項の場合における第一項から第三項までの

〔新設〕

三

線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
(実行の申立)	(実行の申立)
第二条 [略]	第二条 [略]
[2 同上]	[2 同上]

改正後	改正前
(申立ての方式等)	(申立ての方式等)
第二条 [同上]	第二条 [同上]

[2・3 略]	[2・3 同上]
4 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報を内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合にあつては、公証人法（明	4 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報を内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合にあつては、公証人法（明
5 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報を内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合にあつては、公証人法（明	5 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報を内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合にあつては、公証人法（明
6 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報を内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合にあつては、公証人法（明	6 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報を内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合にあつては、公証人法（明

等の交付等)第一項第一号の書面(公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。)又は判決書の写しを添付しなければならない。

〔4 路〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(会社更生規則の一部改正)

第四条 会社更生規則(平成十五年最高裁判所規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
-----	-----

一七

ると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報の他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供する

方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求める

方法(電子情報処理組織を使用する方法を他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求める

第五条 破産規則(平成十六年最高裁判所規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

(申立ての方式等)	(申立ての方式等)
第一条 「略」	第一条 「同上」
〔2 路〕	〔2 同上〕
3 裁判所(法第二条第四項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。)は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を有している場合において、必要があ	3 裁判所(法第二条第四項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。)は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を有している場合において、必要があ
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。

第四条 会社更生規則(平成十五年最高裁判所規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

一八

の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法による情報の提供等)</p> <p>第三条 裁判所(破産裁判所を含む。以下この項において同じ。)は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を有している</p>	<p>(電磁的方法による情報の提供等)</p> <p>第三条 裁判所(破産裁判所を含む。以下この項において同じ。)は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)</p>

なければならない。

〔一 路〕

〔一 同上〕

二 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し(債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書)(民事執行法(昭和四五年法律第四号)第112条第五号に規定する執行証書をいう。)である場合にあつては

「公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第四十三条第一項第二号の書面(公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。)」又は判決書の写し

〔一 路〕

〔一 同上〕

二 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写し

〔一 路〕

改正後	改正前
<p>(電磁的方法による情報の提供等)</p> <p>第三条 裁判所(破産裁判所を含む。以下この項において同じ。)は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)</p>	<p>(電磁的方法による情報の提供等)</p> <p>第三条 裁判所(破産裁判所を含む。以下この項において同じ。)は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)</p>

〔5 路〕	〔5 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 民事訴訟規則等の一部を改正する規則(令和六年最高裁判所規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中民事執行規則第二十条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

(破産債権の届出の方式・法第百十一条)	〔2 路〕
(破産債権の届出の方式・法第百十一条)	〔2 同上〕
〔2 同上〕	〔2 同上〕

4 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付し

る対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>〔公証人法第四十八条第一項の最高裁判所規則 で定める執行証書の正本等の送達方法〕</p> <p>第二十条　〔略〕</p> <p>〔256〕</p> <p>7　債務者の住所、居所その他送達をすべき場所 が知れないとき、若しくは第十一項及び公証人 法第四十八条第三項において準用する民事訴訟 法第一百七条第一項の規定による送達をすること</p>	<p>〔公証人法第四十八条第一項の最高裁判所規則 で定める執行証書の正本等の送達方法〕</p> <p>第二十条　〔回上〕</p> <p>〔256〕</p> <p>7　債務者の住所、居所その他送達をすべき場所 が知れないとき、若しくは次項及び公証人法第 四十八条第三項において準用する民事訴訟法第 百七条第一項の規定による送達をすることがで</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>〔新設〕</p> <p>第七項の公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間（外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、六週間）を経過することによって、その効力を生ずる。</p>
<p>11. 民事訴訟法第九十九条第一項及び第二項の規定は第二項又は第五項の送達について、同法第九十九条、第一百二条の二、第一百三条、第一百五条、第一百六条並びに第一百七条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第六項の送達について、同法第一百一一条及び第一百十二条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第六項の送達について、同法第一百十一条及び第一百十二一条並びに同規則第四十六条第二項の規定は前項の公示送達について準用する。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

ができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債務者は、第五項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判所がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受け、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。
（この普通裁判所がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。
前項の公示送達は、執行官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の提示場に提示してする。
[新設]

第三十一条 〔略〕	第三十一条 〔同上〕
3 再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決 〔届出の方式・法第九十四条〕	3 再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決 〔届出の方式・法第九十四条〕

のあるものであるときは、第一項の届出書に、

執行力ある債務名義の写し（債務名義が保有の電

磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入

出力装置を含む。）に備えられたファイル（以

下二の項において単に「ファイル」という。）

に記録されたものである場合にあっては、当該

相應の記録に記録されている事項を出力する。）

とにより作成した書面（債務名義が電磁的記録

をもつて作成された執行証書（民事執行法（昭

和五十四年法律第四号）第二十二条（債務

名義）第五号に規定する執行証書をいう。）で

ある場合にあっては、公証人法（明治四十一年

法律第五十三条）第四十三条（公正証書の謄本

等の交付等）第一項第二号の書面（公正証書に

記録されている事項の全部を出力したものに限

る。）又は判決書の写しを添付しなければならぬ。）又は判決書の写しを添付しなければならない。

（第五号に規定する執行証書をいう。）である

場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律

第五十三条）第四十三条（公正証書の謄本等の

附則第五十条中会社更生規則第一条の改正規定を削り、第三十六条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（更生債権等の届出の方法・法第百三十八条）	（更生債権等の届出の方法・法第百三十八条）
第三十六条〔略〕	第三十六条〔同上〕
〔2・3略〕	〔2・3同上〕

4. 更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義

に保有の電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面（債務名義が電

磁的記録をもつて作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第

五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律第五

十三号）第四十三条第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したも

の限る。）又は判決書の写し若しくは電子

交付等）第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条（電子判決書）第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条（書面の方式）第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。第四十七条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記録）において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面（債務名義が電	（交付等）第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条（電子判決書）第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条（書面の方式）第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。第四十七条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記録）において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面（債務名義が電
〔4 同上〕	〔4 同上〕

定する電子契約法(同法第1145条第1項)の規定により、ファイルに記録されたものに限る
ることにより、作成した書面を添付しなければな
れることをいう。)に記録されて、その事項を出力す

[四
四]

附則第五十二条中破産規則第三条の改正規定を削り、第三十二条の改正規定を次のように改める。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後
改正前

三三

〔破産債権の届出の方式・法第百十一条〕
第三十二条 「略」
〔二・三・略〕
4 前項の届出書には、次に掲げる各面を記入せらる。
なければならない。

(破産債権の届出の方式・法第百十一条)

第三十二条 [略]

卷之三

な
く
れ
ば
な
ら
な
い
。

[1]

二 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられた「ファイル」（以下この号において単に「ファイル」という。）において單に「ファイル」という。）

四年法律第四号) 第二十二条第五号に規定する執行証書をいう。) である場合にあつては

（破産債権の届出の方式・法第百十一条）

三十一條 [回上]

2 · 3 同上

「副主」

卷之三

二
研齒儀精加製行力成名製刀以經局半

最高裁判所長官 今崎幸彦

されたものである場合にあつては、当該記録は、約記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書（民事執行法）に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律第五号）第十二条第五号の書面（公証人法第十三条第一項第二号の書面）に規定する執行証書をいう事項の全部を出力してあるものに限る。）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書）同法第二百五十二条第一項の規定によりアフィルに記録され、三条第二項の規定によりアフィルに記録され、

、公証人法（明治四十二年法律第五十三号）
第四十三条第一項第二号の書面（公正証書に
記録されている事項の全部を出力したものに

三五

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔5 路〕	〔11 同上〕

◎最高裁判所規則第十一号

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十九日

最高裁判所

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続に関する規則

所規則で定める簡易裁判所は、東京簡易裁判所

とする。

（電子情報処理組織は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機と支払督促の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が次条各号に掲げる申立て等（法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）

をするために最高裁判所が設置し、及び管理する「新設」

裁判所は、東京簡易裁判所とする。

規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）用いてする督促手続に関する規則

する申立てその他の申述（以下「電子督促手続開保申立て等」という。）を取り扱う指定簡易

裁判所の裁判所書記官に對しては、

「新設」

法第三百九十七条の最高裁判所規則で定める

「新設」

（電子情報処理組織は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機と支払督促の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が次条各号に掲げる申立て等をいう。以下同じ。）

（電子情報処理組織は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機と支払督促の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が次条各号に掲げる申立て等をいう。以下同じ。）

（電子情報処理組織は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機と支払督促の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が次条各号に掲げる申立て等をいう。以下同じ。）

三

改正後	改正前
（電子情報処理組織を用いて督促手続を取り扱う簡易裁判所等）	（電子情報処理組織を用いて督促手続を取り扱う簡易裁判所等）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」）で注記した項目を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（特定督促手続開保申立て等の範囲）	（電子督促手続開保申立て等の範囲）
第二条 特定電子情報処理組織を用いて指定簡易裁判所の裁判所書記官に對してすることができる申立て等（以下「特定督促手続開保申立て等」という。）は、次に掲げる申立て等（法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）	第二条 指定簡易裁判所の裁判所書記官に對してすることができる電子督促手続開保申立て等は、次に掲げる申立て等（法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）
第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）	第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）
ただし、債権者がするものに限る。）	（債権者がするものに限る。）

11

「削る」

電子督促手続関係申立て等であつて前条第一号又は第七号に掲げるものをする者は、手数料を現金をもつて納めることができる。この場合においては、当該電子督促手続関係申立て等をしたことにより引られたたれす背帳により当該手続

「同項中「法第百三十一條の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法」とあるのと並び、「法第百三十一條の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法又は書面による方法」とする。

卷之三

（周子語起手執周易而立之於二闕之閒亦以周易名之）

卷之三

〔一〕 法第三百九十九条第三項の規定
は、電子督促手続關係申立て等に關する次に掲
げる处分の告知について準用する。
一 第二条第一号から第三号までに掲げる申立て

てを却下する処分の告知

二 第二条第一号に掲げる申立ての不備を補正

【1】法第三百九十九条に規定する債権者の意は、特定支払督促申立ての時にしなければならない。

21 前項において準用する法第三百九十九条第三項に規定する債権者の同意は、電子支払督促申立ての時にしなければならない。

「第一項本文の通知は、前条第四項の規定によ
り届け出られた電子メールアドレス宛てに電子
メール（民事訴訟規則第四十五条の二に規定す

三項に規定する債権者に対する通知は、前条第四項の規定により届け出られた電子メールアドレスあてに電子メールを送信する方法によつてする。

3 特定支払督促申立てをした場合における民事

「新設」

記録の作成等をする場合には、それぞれ当該各号に定める事項を当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。

一 支払督促 法令の規定により当該処分に係る書面に記載すべきこととされている事項

二 電磁的記録の作成等がされた支払督促についての仮執行の宣言 当該支払督促についての仮執行ができる旨及び手続の費用

第五条 電子支払督促申立てに係る督促手続に關し、法第四百条第一項の規定により電磁的記録の作成等（同項に規定する作成等をいう。以下同じ。）をできるものは、次の各号に掲げる处分とし、指定簡易裁判所の裁判所書記官は、当該各号に掲げる处分について電磁的記録

それぞれ当該各号に定める事項を当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

一 執行文を付与したとき 民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第十八条第一項（第三号を除く。）に規定する事項

二 仮執行の宣言を付した支払督促の正本を更に交付したとき 民事執行規則第十八条第二項に規定する事項

3 指定簡易裁判所の裁判所書記官は、次の各号に掲げる处分について電磁的記録の作成等をする場合には、当該处分に係る事項を当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられた

（氏名又は名称を明らかにする措置）
（氏名又は名称を明らかにする措置）

第五条 特定督促手続関係申立て等をする場合における法第百三十二条の十第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第三条第二項の規定により特定督促手続関係申立て等に係る情報に電子署名を行い、これを同項に規定する情報に電子署名を行い、これを同項に規定する

は、同項の規定により当該電磁的記録部分の内容を出力した書面に、正本、副本又は抄本であることを記載し、指定簡易裁判所の裁判所書記官が記名押印しなければならない。

2 前項の規定は、前条第二項及び第三項の規定により電磁的記録の作成等がされた部分について準用する。

一三

一五

ファイルに記録する方法により行うものとする

一 第二条第一号から第三号までに掲げる申立てを却下する处分

二 第二条第一号に掲げる申立ての不備を補正すべきことを命ずる处分

三 支払督促の更正の处分

〔削る〕

る電子証明書と併せて送信することとする。

2 法第四百条第二項において準用する法第百三

十二条の十第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、法第四百条第一項の規定により作成等がされた電磁的記録に記録された情報に電子署名を行うこととする。

（費用の予納の特例）

第八条 繼続的にかつ反復して電子支払督促申立てをしようとする債権者（法人に限る。）は、

指定簡易裁判所の登録を受けたときは、当該電子支払督促申立てに係る督促手続の郵便物の料金等（郵便物の料金又は民事訴訟費用等に關する法律（昭和四十六年法律第四十号）第十三条

に規定する信書便の役務に関する料金をいう。以下同じ。)に充てるための費用を一括して予納することができる。

- 2 前項の規定による予納は、現金でしなければならない。

- 3 第一項の規定により予納された現金は、同項の登録を受けた債権者による同項に規定する電子支払督促申立てに係る督促手続において郵便物の料金等の支払の必要が生じたときに、その必要が生じた順に、当該郵便物の料金等に充てられるものとする。

(訴訟への移行による記録の引継ぎ)

第六条 法第三百九十八条の規定により支払督促

(訴訟への移行による記録の送付等)

第九条 法第三百九十八条の規定により支払督促

改正後	改正前
(訴追状送達の省略)	(訴追状送達の省略)
第四条 国会が国家公務員法第九条第三項の規定により訴追状の写しを訴追に係る人事官に送付したことと証する書面を提出したときは、裁判所は、訴追状の送達を省略することができる。	第四条 国会が国家公務員法第九条第三項の規定により訴追状の写しを訴追に係る人事官に送付したことと証する書面を提出したときは、裁判所は、訴追状の送達を省略することができる。

を発した裁判所書記官の所属する指定簡易裁判所とは異なる簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされたときは、当該指定簡易裁判所の裁判所書記官は、遅滞なく、当該簡易裁判所又は地方裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。	を発した裁判所書記官の所属する指定簡易裁判所とは異なる簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされたときは、当該指定簡易裁判所の裁判所書記官は、遅滞なく、当該簡易裁判所又は地方裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録の送付(複数の記録の作成等がされた部分については、当該部分に記録された情報の複数回線を通じて送付)をしなければならない。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(人事官弾劾裁判手続規則の一部改正)
第二条 人事官弾劾裁判手続規則(昭和二十五年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

当該書面の面像情報を電子情報処理組織(民事訴訟規則 平成八年最高裁判所規則第五号)第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録する方法により提出する」とがができる。	3 民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)第二百三十二条の十一第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、第一項の規定による書面の提出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのと、「」と改め
〔新設〕	〔新設〕

み替えるものとする。

参考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 民事訴訟規則等の一部を改正する規則(令和六年最高裁判所規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)第五十三条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前

二

三

う。)の指定を受けている場合にあつては

参考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則の一部改正)

第四条 民民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則(令和六年最高裁判所規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則」を「民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続に関する規則」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から別に最高裁判所規則で定める日までの間における第一条第二項の規定の適用については、同項中「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

改正後	改正前

二

三

(訴状の記載事項・法第百三十四条)

第五十三条 「略」

〔2・3 略〕

第五十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 訴状には、第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等を記載しなければならない。

〔新設〕

二 当事者が法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。)を送信しなければならない。ただし、最高裁判所とあるのは「最高裁判所」と、「講じる場合は、この限りでない」とあるのは「講じなければならない」とする。

3 この規則の施行前に民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則(令和四年最高裁判所規則第一号)第二条第二項に規定する最高裁判所の細則で定めるところにより付与された識別符号は、第一条第三項又は第二条第二項の規定により付与された識別符号とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日(次条において「施行日」という。)から施行する。ただし、第三条の規定及び第四条中民事事件等に関する手続

において用いる識別符号の付与等に関する規則附則を同規則附則第一項とし、同項に見出しを付し、同規則附則に二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正後の民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続に関する規則（以下この条において「新規則」という。）の規定は、施行日以後に申し立てられる特定支払督促申立て（新規則第三条第三項に規定する特定支払督促申立てをいう。）に係る督促手続について適用し、施行日前に申し立てられた電子支払督促申立て（この規則による改正前の民事訴訟法第八編第二章の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則第三条第三項に規定する電子支払督促申立てをいう。）に係る督促手続については、なお従前の例による。

最高裁判所長官 今崎幸彦